

お知らせ

建設工事入札参加者の皆様へ

建設工事における現場代理人の常駐緩和措置について（変更）

日高市では、日高市建設工事請負契約約款第10条に基づく現場代理人について、常駐規定を緩和しているところですが、令和4年1月1日から、常駐規程の緩和を変更しました。（令和7年4月1日一部改正）

常駐規定を緩和するのは、次のとおり、全ての工事を対象にした「常駐を要しない期間」及び一定の条件を満たす工事を対象とした「兼務を認める工事」です。

1 常駐を要しない期間（全ての工事を対象）

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- (2) 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- (3) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中断している期間
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

2 兼務を認める工事（一定の条件を満たす工事を対象）

(1) 兼務を認める工事

以下の（i）～（iii）の全ての条件を満たす工事については、1人の者が2件まで現場代理人を兼務することができます。

ただし、発注者が安全管理上等の理由により兼務を認められないと判断した場合は、兼務をすることができないのでご注意ください。

（i）1件あたりの請負金額が4,500万円未満（建築一式工事については9,000万円未満）の工事であること。

（ii）2件の工事が、いずれも 地方公共団体が発注した工事で、飯能県土整備事務所管内又は川越県土整備事務所管内で施工されている工事であること。

※ 具体的には、以下の地方公共団体が発注した工事が兼務 の 対象となります。

【飯能県土整備事務所管内】

飯能県土整備事務所、飯能市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町

【川越県土整備事務所管内】

川越県土整備事務所、川越市、所沢市、狭山市、富士見市、ふじみ野市、三芳町

【その他】

埼玉西部消防組合等の上記県土整備事務所管内の一部事務組合

※ 日高市以外の地方公共団体が発注した工事と現場代理人を兼務する場合、当該地方公共団体の承認を得ることが兼務にあたって必要となりますのでご注意ください。

（iii）低入札価格調査の対象となっていないこと。

お知らせ

(2) 兼務することができる工事の確認方法

「兼務を認める工事」を適用する場合は、特記仕様書に記載するようにしていますが、「兼務を認める工事」の適用が明示されていない工事については、「現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書」を用いて、工事担当課に照会してください。

(3) 兼務する場合の手続き

(i) 2件の工事が、いずれも日高市発注工事である場合は、兼務可能であることが確認できる書類(特記仕様書、現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書等)を添付して「現場代理人の兼務届」を2部作成し、双方の工事担当課に提出し確認を受けてください。

(ii) 兼務をする工事が、日高市以外の地方公共団体が発注する工事である場合は、当該地方公共団体の承認を得たうえで、当該地方公共団体が発行した回答書等(現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書等)を添付して「現場代理人の兼務届」を2部作成し、双方の工事担当課に提出し確認を受けてください。

※ 現場代理人の兼務にあたって 留意すべき事項等を、「(別紙1)日高市における現場代理人及び技術者等の適正配置について」のとおりまとめたので、契約の締結及び適正な履行の確保に当たり留意願います。